## Weekly コラム

令和3年8月17日

〒541-0055 大阪市中央区船場中央 2-1

船場センタービル4号館4階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

## 人の輪・衆智・繁栄

## 活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑚と親睦を通じて、 斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその 事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

## Uber 運転手は 業務委託か、雇用か

配車サービス大手の Uber (ウーバー) は、これまで業務委託先の個人事業主として扱ってきた運転手について、今後は英国では従業員として扱うことを発表しました。 同国最高裁が2月に下した「個人事業主ではなく従業員として扱うべき」との判決を受けたもの。 対象となる約7万人の運転手には最低賃金を保障するほか、休暇手当や年金への加入機会も提供します。 社員を "外注化" する動きは日本国内でも起きつつありますが、雇用と外注の境界線を明確にしておかないと否認され、雇用側として責任を問われかねない状況です。

これまでウーバーは、同社のプラットフォームを利用して運転を行うドライバーたちは従業員ではなく個人事業主だと主張してきました。しかし英最高裁は、①運賃をウーバーが設定し、運転手が稼げる金額を規制していること、②ウーバーが労働条件を決定し、運転手に発言権がないこと、③運転手が乗車拒否をしたときにウーバーがペナルティーを科せるなど業務内容を制約できること――などを理由に、運転手とウーバーは実質的に雇用関係にあると認定しました。

今回の条件見直しにより、ウーバー運転手 は英国の最低賃金を保障されるほか、一定の 条件を見直せば年金制度に自動的に加入す ることとなります。運転手の待遇を巡る訴訟は 他の複数の国でも起きていて、英国での判断 がどのように波及するかが注目されるところで す。 日本では配車サービスのウーバーは展開されていませんが、同様の仕組みを用いた「ウーバーイーツ」が都市部を中心に普及しつつあります。同サービスの配達人は現在ではウーバーイーツから事業委託を受ける個人事業主として扱われています。しかし今後英国と同様に法的闘争に発展する可能性は十分に考えられます。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、

skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX ご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。